

## 令和5年度地域おこし協力隊募集要項（地域デジタル活用支援業務）

### 1 事業名，採用予定人数及び主な業務の内容，活動場所等

事業名	採用予定人数	主な業務の内容	活動場所	担当課
地域デジタル活用支援業務	1名	地域の高齢者等のデジタル活用を支援し，デジタルデバイドの解消につなげるデジタル活用支援策を企画，実行する。	市内全域	デジタル戦略課

※令和4年度採用隊員1名在籍

### 【居住地について】

転入前の居住地により，大崎市内の居住可能地域（転入地）が変わります。

転入前居住地域	居住可能地域
3大都市圏内（※1）都市地域及び指定都市，3大都市圏外指定都市	市内全域
上記以外の条件不利地域（※2）外	岩出山，鳴子温泉または田尻地域

※1・・・「3大都市圏内」とは埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，岐阜県，愛知県，三重県，京都府，大阪府，兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう

※2・・・「条件不利地域」とは主に，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）における過疎地域として公示された市町村をいう

### 2 応募資格

次の（1）から（6）までの要件を全て満たす方。

- （1）任用後に本市に住所を異動することができる方
- （2）過疎・山村・離島・半島等の地域に現に住所を有さない方
- （3）心身が健康で，かつ，地域の活性化に意欲があり，地域になじみ，この事業終了後に定住する意思のある方
- （4）普通自動車運転免許（AT限定可）を所有し，一般的なパソコン操作ができる方
- （5）デジタル技術の活用方法について知識を有し，企画及びプレゼンテーション能力のある方
- （6）広範なスマートフォンの操作ができる方

### 3 受付 令和5年5月1日（月）から令和5年6月30日（金）まで

#### 4 応募方法

##### (1) 提出書類

- ・履歴書（書式自由，顔写真を添付し，応募動機を簡略にご記入ください。）

##### (2) 提出方法

- ・提出書類は9に記載する提出先へEメール（PDF形式）若しくは郵送でお送りください。
- ・提出された書類は返却いたしません。

##### (3) 問合せ方法

- ・募集に関する質問は，電話ではなく，9に記載するEメール若しくはFAXとしてください。
- ・回答については，3開庁日以内に，EメールまたはFAXでいたします。

##### (4) その他

- ・必要条件等を確認し，書類選考と個別面接による試験をいたします。

#### 5 選考方法等

区分	項目	提出期日及び試験日時	合格発表
一次試験	書類選考 (履歴書・応募動機)	提出期日 令和5年6月30日(金)	收受後，概ね7日以内に 担当課からEメールで お知らせいたします。
二次試験	個別面接 ・応募資格確認 ・プレゼンテーション (テーマ「地域おこし協力 隊員として大崎市でやり たいこと」) ・質疑応答	試験日時 令和5年7月21日(金) 開催場所・方法：大崎市 役所またはオンライン (40分程度)	試験後，概ね7日以内に 担当課からEメールで お知らせいたします。

※二次試験の開催場所・方法につきましては，応募者と協議の上決定いたします。また，試験開始時間は，応募者に別途ご連絡いたします。

#### 6 採用予定

令和5年10月1日（試験終了後，採用者と協議のうえ，決定いたします）

#### 7 勤務条件等

項目	内容
居住	居住地は居住可能地域内で市と隊員が協議の上，決定します。家賃は，予算の範囲内で市が負担します。
身分	大崎市会計年度任用職員「大崎市地域おこし協力隊員」として発令。

報 酬	月額170,200円, 期末手当あり
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・公務災害
勤務日及び勤務時間	・勤務日 暦上の平日（年末年始を除く）※原則 ・勤務時間 9:00～17:00※原則 ※平日時間外, 土日・祝日のセミナーやイベント等へ参加する場合, 弾力的に勤務時間を設定いたします。
休 暇	労働基準法の定めにより, 年次有給休暇を付与します。
委嘱期間	委嘱した日から当該年度末まで 次年度以降は, 毎年度協議の上決定します。なお, 再度任用される 期間の上限は2年です。(最長令和8年3月末まで)
活動に要する経費	業務で利用するパソコンやスマートフォン(市が必要と認めた機能 にかかる利用料金は市が負担します)及びWi-Fi 機器は市から貸与 します。
隊員が負担する経費	大崎市までの交通費及び引っ越し費用, 生活備品, 食費, 光熱水費, その他生活に必要な諸費用
そ の 他	市では, 地域住民との調整や研修のほか, 隊員の活動のための必要 な支援を行います。

## 8 その他

大崎市及び地域おこし協力隊の情報は, 次のホームページをご覧ください。

- ・大崎市ホームページ

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,170,360.html>

- ・総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/02gyousei08\\_03000066.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html)

## 9 問い合わせ先及び提出先

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市 市民協働推進部デジタル戦略課

電 話 0229-23-5091

FAX 0229-23-2427

Eメール digital@city.osaki.miyagi.jp